

可児市地域公共交通協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、可児市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関する事。
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議として、地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金に関する協議を行うこと。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通総合連携計画を作成する場合は、同法第 6 条第 1 項に規定する協議会として、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議を行い、及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 可児市職員
- (2) 関係する公共交通事業者
- (3) 市民又は旅客
- (4) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 岐阜県警察可児警察署の職員
- (8) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議

長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。

(分科会)

第7条 協議会は、協議内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、企画部総合政策課において行う。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 平成19年度中に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 可児市コミュニティバス検討懇話会設置要綱(平成11年可児市訓令甲第30号)は、廃止する。

平成20年2月1日公表